

個品割賦購入あっせん約款

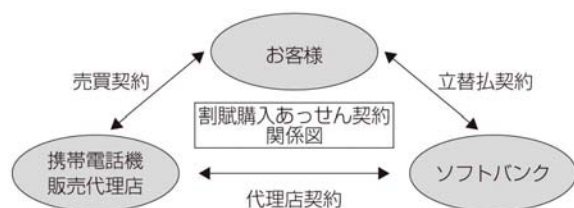
このたびは、ソフトバンクをご利用いただきありがとうございます。ソフトバンク携帯電話機のご購入にあたり割賦購入あっせん契約をご利用になられるお客様は、「個品割賦購入あっせん契約」及び下記内容を承諾していただきお申し込みいただけるようお願いいたします。

ご契約について(ご注意)

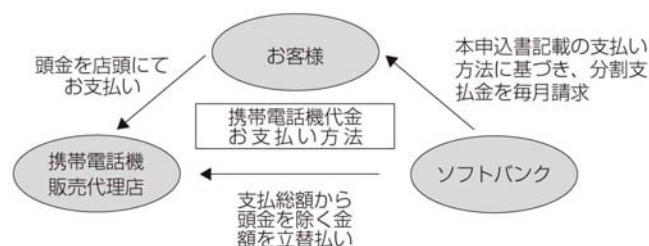
- お申込の際には、「割賦購入あっせん契約申込書」及び下記「個品割賦購入あっせん約款」、本冊子記載の「個人情報の利用目的等について」をよくお読みください。
 - 割賦購入あっせん契約申込書及び本冊子は、契約成立後割賦販売法第30条の2、特定商取引法第5条及び同第18条等の規定にもとづく書面となりますので、大切に保管してください。
 - 割賦購入あっせん契約は、当社がおお客様の申込内容を審査して承諾し、販売店にこれを通知した時点で成立いたします。
 - 割賦購入あっせん契約は、ソフトバンクとの電気通信サービス(以下「通信サービス」という。)契約とは別の契約です。割賦購入あっせん契約の成立後は、通信サービス契約を解約された場合でも、割賦購入あっせん契約は有効に存続し、分割支払金の支払義務は残りますのでご注意ください。通信サービス契約を解約された場合、新スーパーボーナス契約も解約となり、以後月割はなくなります。
 - 分割支払金のご請求は、原則として、契約成立後3ヶ月目から開始されます。但し、通信サービスのご利用状況によっては、ご請求の開始が契約成立後4ヶ月目からの開始となる場合がございます。
 - 月々の分割支払金は、通信サービスのご利用料金と併せてご請求させていただくため、お支払方法及びお支払日は通信サービスのご利用料金の場合と同様となります。
- ※クレジットカードによるお支払の場合、お支払期日は当該クレジットカード契約に定められた日となります。
- ※お支払額が請求書記載の請求金額全額に満たない場合、支払期日の早いものから順に、支払期日が同一の場合、初めに通信サービス契約より発生する料金、次に割賦購入あっせん契約より発生する分割支払金の順に充当いたします。
- 申込内容を審査するにあたり、個人情報情報機関への照会・登録をさせていただく場合があります。

■割賦購入あっせん契約について

割賦購入あっせん契約とは、お客様が販売店からソフトバンク携帯電話機をご購入する際に、売買契約の決済手段として、現金に代わってソフトバンクが提供する立替払契約を締結し、ソフトバンク携帯電話機をご購入いただける契約となります。



お客様がこの仕組みを利用して携帯電話機を購入される場合には、まずお客様からの申し込みを受けた販売店がソフトバンクに連絡を取り、ソフトバンクがお客様の審査をさせていただきます。ソフトバンクが承諾し販売店に通知(立替払契約が成立)したときは、お客様のお買い上げの代金のうち、販売価格合計から頭金を除いた額(商品代金残金)をソフトバンクがお客様の委託により販売店に立替払いいたします。お客様は、ソフトバンクが立替払いをおこなった金額を分割払いでソフトバンクに所定の方法で支払っていただくことになります。



割賦購入あっせん約款 更新日:2009年8月1日

個品割賦購入あっせん約款

購入者は、ソフトバンクモバイル株式会社(以下「ソフトバンク」といいます。)に対し、購入者が販売店から購入する割賦購入あっせん契約申込書(以下「申込書」といいます。)に記載の商品(以下「商品」といいます。)の販売価格合計から頭金を除いた額(以下「商品代金残金」といいます。)を、以下の条件により、ソフトバンクが購入者に代わって販売店に立替払することを委託し、ソフトバンクはこれを受託します。

第1条 (立替払契約および売買契約の成立時点)

(1) 立替払契約は、ソフトバンクが所定の手続きをもって承諾し、販売店に通知した時をもって成立するものとします。この場合において、販売店は、購入者にその旨を通知するものとします。なお、申込時に購入者から販売店に支払われた申込金は、立替払契約成立時に頭金に充当されます。

(2) 購入者と販売店との間の商品の売買契約は、その申し込みがあった後、販売店が購入者に代わってソフトバンクに立替払契約の申し込みをした時に成立するものとしますが、その効力は立替払契約が成立した時から発生します。また、立替払契約が不成立となった場合には、当該売買契約も遡って成立しなかったものとします。

(3) 立替払契約が不成立のときは、申込金及び申込書は、販売店から購入者に速やかに返還されるものとします。

第2条 (商品の引渡しおよび所有権の移転)

商品は、立替払契約成立後直ちに販売店から購入者に引渡され、その所有権は、当該引渡し時に購入者に移転するものとします。

第3条 (分割支払金の支払期日・支払方法)

購入者は、申込書記載の金額の分割支払金を、申込書記載の支払期日に、申込書記載の支払方法により、ソフトバンクに支払うものとします。

なお、分割支払金の支払開始の前後にかかわらず、購入者とソフトバンクとの3G サービス契約その他の通信サービスに関する契約(以下「3G 契約等」といいます。)が立替払契約にかかる債務の完済前に解除された場合であっても、立替払契約は有効に存続し、各回の分割支払金の金額、支払期日及び支払方法は従前のおりとなります。

第4条 (商品の滅失・毀損の場合の責任)

購入者は、立替払契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、速やかにソフトバンクに通知するとともに、申込書記載の支払方法により債務の履行を継続するものとします。

第5条 (住所の変更)

(1) 購入者は、住所を変更した場合は、遅滞なく書面をもってソフトバンクに通知するものとします。但し、ソフトバンクとの3G 契約等の有効期間中は、3G 契約等に基づく変更の届出をもってこの通知に代えることができるものとします。

(2) 購入者は、(1)の通知を怠った場合、ソフトバンクからの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、ソフトバンクが通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。

第6条 (期限の利益喪失)

(1) 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に立替払契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

1. 支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、ソフトバンクから20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
2. 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
3. 差押、仮差押、保全差押、仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。
4. 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。

割賦購入あっせん約款 更新日:2009年8月1日

5. 商品の購入が購入者にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約を除きます。)となる場合で、購入者が分割支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

(2) 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、ソフトバンクの請求により立替払契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

1. 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
2. その他購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第7条(遅延損害金)

(1) 購入者は、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該分割支払金に対し商事法定利率(1年を365日とする日割計算。以下同じ。)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(2) 購入者は、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、立替払契約に基づく債務の残額全額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第8条(解除)

購入者が第6条各項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合は、ソフトバンクは、本契約を解除できるものとします。

第9条(費用等の負担)

(1) 購入者は、ソフトバンクに対する分割支払金の支払いに要する費用(送金手数料)をソフトバンクが請求する場合には、負担するものとします。

(2) 購入者は、ソフトバンクが請求する場合には、支払いを遅滞したことによりソフトバンクが金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料を、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料を別に支払うものとします。

(3) 購入者は、分割支払金の支払遅滞等購入者の責に帰すべき事由によりソフトバンクが訪問集金したときは、ソフトバンクが請求する場合には、訪問集金費用を別に支払うものとします。

(4) ソフトバンクが購入者に対して第6条(1)④に基づく書面による催告をしたときは、ソフトバンクが請求する場合には、購入者は当該催告に要した費用を負担するものとします。

(5) 購入者がソフトバンクに支払う費用等について公租公課が課せられる場合、又は、公租公課(消費税等を含みます。)が増額される場合は、ソフトバンクが請求する場合には、購入者は当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

第10条(見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)

購入者は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合は、販売店に商品の交換を申し出るか又は売買契約の解除ができるものとします。なお、売買契約を解除した場合は、購入者は速やかにソフトバンクに対しその旨を通知するものとします。

第11条(条件となる役務の提供に係る事項)

商品の販売に関して、条件となる役務の提供は何らありません。

第12条(支払停止の抗弁)

(1) 購入者は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品について、分割支払金の支払いを停止できるものとします。

1. 商品の引渡しが行われないこと。
2. 商品に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。
3. その他商品の販売について、販売店に対して生じている事由があること。

(2) ソフトバンクは、購入者が(1)の支払いの停止を行う旨をソフトバンクに申し出たときは、直ちに所定の手続きをとるものとします。

(3) 購入者は、(2)の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。

(4) 購入者は、(2)の申出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には、添付していただきます。)をソフトバンクに提出するよう努めるものとします。また、ソフトバンクが上記の事由について調査する必要があるときは、購入者はその調査に協力するものとします。

(5) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、購入者は、分割支払金の支払いを停止できないものとします。

1. 売買契約が購入者にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約を除きます。)であるとき。
2. 支払総額が4万円に満たないとき。
3. 購入者による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。
4. 1～3の事由が購入者の責に帰すべきとき。

第13条(公正証書)

購入者は、ソフトバンクが必要と認めた場合、購入者の費用負担で、本契約につき強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じ、必要書類をソフトバンクに提出するものとします。

第14条(住民票取得等の同意)

購入者は、本申し込みに係る審査のため若しくは債権管理のために、ソフトバンクが必要と認めた場合には、購入者の住民票等をソフトバンクが取得し利用することに同意するものとします。

第15条(合意管轄裁判所)

購入者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、ソフトバンクの本社を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第16条(割賦債権の譲渡)

ソフトバンクは、購入者に対する立替払契約に基づく債権を第三者に譲渡することや第三者の担保に供することがあります。購入者は、当該債権の譲渡及び担保提供、並びにソフトバンクがこの場合に購入者の個人情報を譲渡先、担保権者に提供することをあらかじめ同意するものとします。

〈販売店の名称及び住所〉

本冊子裏面に記載されている「販売店の名称および住所」欄にてご確認ください。

〈割賦購入あっせん業者の名称及び住所〉

ソフトバンクモバイル株式会社

東京都港区東新橋1-9-1

〈問い合わせ・相談窓口等〉

1 売買契約(商品等)についてのお問い合わせ、ご相談は販売店にご連絡ください。

2 立替払契約(お支払い)についてのお問い合わせ、ご相談は下記ソフトバンクモバイル株式会社にご連絡ください。

3 支払停止の抗弁に関する書面(第12条(4))については、下記ソフトバンクモバイル株式会社におたずねください。

ソフトバンクモバイル株式会社 お客様センター総合案内

所在地 東京都港区東新橋1-9-1

電話番号 ソフトバンク携帯電話から 157(無料)

一般電話から フリーダイヤル0088-21-2000(無料)